

入札公告（総合評価落札方式（提案評価方式）入札前審査型）

下記の業務について、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式（提案評価方式）入札前審査型）を行うので公告する。この業務の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告、料金徴収業務委託入札参加申込要領（以下「申込要領」という。）及び料金徴収業務委託業務提案書に係る説明書（以下「提案説明書」という。）により行うものとする。

- 1 公告日 平成29年12月7日（木）
- 2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野弘典
- 3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関
郵便番号 420-0853
静岡県葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階
静岡県道路公社総務部総務課
電話番号 054-254-3421
- 4 競争入札に付する事項
 - (1) 入札番号 第1002号
 - (2) 委託業務の名称 平成29年度 有料道路「伊豆中央道」及び有料道路「修善寺道路」料金徴収業務委託
 - (3) 業務箇所 伊豆の国市北江間地内（江間料金所）、伊豆市熊坂地内（修善寺料金所）及び伊豆の国市大仁地内（大仁料金所）
 - (4) 業務概要 有料道路の料金徴収業務（契約約款・特記仕様書による）
 - (5) 契約期間 契約日から平成33年3月31日まで
 - (6) 料金徴収期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
 - (7) 徴収基本時間 6時から22時まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
本入札に参加するために必要な資格は、次の条件を全て満たす法人であることとする。
 - (1) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者
 - ② 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ③ 過去に公社が行う業務を妨害する行為等不正な行為を行なった者並びに当該行為を行なった者を代理人又は支配人その他の使用人として使用する者
 - ④ 次のアからカまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に該当する団体
 - イ 役員等（役員又は契約締結権限を有する支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ アからオまでに該当する者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

(2) 直近 1 事業年度の法人事業税、都道府県民税、消費税及び地方消費税を完納していること

(3) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと

（なお、次の①及び②において「赤字」とは、法人税法施行規則（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 12 号）別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の「所得金額又は欠損金額」の「総額」の額（以下「所得」という。）が全て 0 円以下であることをいい、「黒字」とは、所得が 1 円以上であることをいう。ただし、所得が黒字であっても、償却資産を有するにもかかわらず減価償却の計上をしない等の利益操作や、雑収入（債務免除益、資産処分益）等異例な収入によって黒字が維持されていると認められる場合は、赤字とする。）

- ① 直近 3 年間の所得が全て赤字である者
- ② 直近 3 年間のうち 1 期でも期首の資本金及び利益剰余金を超過する赤字が発生している者（ただし、最終年度までに計上した黒字で、3 年間通算の赤字が消去されている場合を除く。）
- ③ 最終年度の預金・現金・受取手形・売掛債権等（短期受取債権）の合計額が短期支払債務（未払金・前受金・短期借入金及び支払手形・買掛金・預り金等を含む）の合計額の 60%を欠く者（ただし、短期借入金は計上額の 6 分の 1 として計算し、長短の借入金区分が明確でない場合は、借入金全額の 12 分の 1 として計算する。）
- ④ 直近 3 年間で 1 期でも長短の借入金がその期の売上高を超過している者
- ⑤ 最終年度の正味財産が総資産の 10%を欠く者

(4) 有料道路「伊豆中央道」及び有料道路「修善寺道路」の料金徴収業務を管理・監督できる責任者を有料道路「伊豆中央道」江間料金所に専任で、有料道路「修善寺道路」大仁料金所及び修善寺料金所には事務補助者を専任で配置できること

(5) 次の①及び②のいずれにも該当すること

- ① 当公社、各高速道路株式会社、各地方道路公社が管理する有料道路（駐車場を含む）又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般自動車道のいずれかの料金徴収業務（以下「料金徴収業務」という。）の受託経験が本入札参加資格確認申請日以前の過去 5 年間（ただし平成 24 年 4 月以降のものを対象とする）に通算して 2 年以上ある者
- ② 不正、不誠実な行為又は社会的信用を失う行為等により、契約解除等の重度の社会的制裁措置を受けたことがない者

(6) 次の①から④までの全てに該当すること

- ① 常勤従業員が6名以上であること
- ② 本入札参加資格確認申請日において営業年数が3年以上あること
- ③ 直近1事業年度の売上が1億円以上であること
- ④ 静岡県内、神奈川県内又は愛知県内に本店、支店又は営業所を有すること

ただし、支店又は営業所（以下「支店等」という。）の場合は、次のアからウまでに掲げる条件を満たすものであること

ア 静岡県道路公社との契約について、本入札参加資格確認申請日から平成33年3月31日まで（うち、（イ）に掲げる権限については、代金の受領が完了するまで）の間、次に掲げる権限を委任されている支店等であること

（ア）入札、見積及び契約締結に関する一切の権限

（イ）代金の請求及び受領に関する一切の権限

（ウ）復代理人選任に関する一切の権限

（エ）前記に附帯する一切の権限

イ 支店等にはその代表者が常駐し、かつ常勤社員（代表者含む）が2名以上であること

ウ 支店等の営業継続年数が、本入札参加資格確認申請日において1年以上であること

6 入札参加希望者の募集

(1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(2) 本入札の参加希望者は、申請書及び資料を申込要領に示す様式により作成のうえ持参又は簡易書留により郵送すること。

(3) 申込要領及び設計図書の配布

ア 配布期間

平成29年12月7日（木）から平成29年12月18日（月）まで

イ 配布場所

静岡県道路公社ホームページ「入札情報（料金徴収業務委託）」（URL <http://siz-road.or.jp/sz/public/>）に掲載することにより配布する。

(4) 申請書及び資料の受付

ア 提出期間

平成29年12月8日（金）から平成29年12月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
ただし、郵送の場合は平成29年12月18日（月）必着とする。

イ 提出場所

前記3に示す機関

7 入札参加資格の確認

申請書及び資料の提出のあった者には、当該入札への参加資格の有無について確認し、結果を平成29年12月25日（月）までに通知する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 説明を求める場合は、平成30年1月4日（木）までに書面により提出すること。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成30年1月9日（火）までに書面により回答する。
- (4) 書面の提出先は前記3に示す機関とする。

9 入札手続等

(1) 入札書及び業務提案書の提出

本入札の参加者は、入札書及び提案説明書に従い作成した業務提案書（以下「業務提案書」という。）を提出すること。

なお、業務提案書に記載した内容は、落札者となり契約の締結に至った場合には、原則としてその履行義務がある。落札者の責により履行できない場合には、契約金額の減額や契約解除を行うことがある。

(2) 入札書及び業務提案書の受付

ア 提出期間

平成30年1月15日（月）から平成30年1月16日（火）までの午前9時から午後5時まで。
ただし、郵送の場合は平成30年1月16日（火）午後5時必着とする。

イ 提出場所

前記3に示す機関

(3) ヒアリングの実施

本入札の参加者は、業務提案書を提出のうえ、ヒアリングに出席すること。

なお、出席者は内容を十分に理解している者2人以内とし、身分証明書を持参すること。

ア ヒアリング実施日

平成30年1月25日（木）

イ ヒアリング実施場所

静岡県道路公社 会議室

ウ 実施の連絡

ヒアリング時間等の詳細は各入札参加者に別途連絡する。なお、1者あたりの所要時間は15分程度を予定する。

エ 実施内容

ヒアリング出席者が業務提案書の内容について説明し、それに対し公社が質疑を行う。

オ その他

業務提案書の提出後の資料の追加、修正及びヒアリング時の機材の使用（出席者の手元資料としての使用は除く。）は認めない。

(4) 評価の方法

評価の方法は次のとおりとする。

ア 価格点

入札書による入札価格を価格点とする。価格点は有効な入札価格につき金額差に応じて評価し、配点は70点とする。

イ 評価点

業務提案書のヒアリングによる審査結果を評価点とする。評価点は評価基準に応じて評価し、配点は30点とする。

ウ 合計点

価格点と評価点の合計を合計点(最高点100点)とし、合計点が最も高い者を落札者とする。

区分	評価項目	評価基準	配点	
評価点	業務実施体制	即時対応	会社と現場(料金所)で緊密な連携が取れ、緊急時や苦情、トラブル発生時等に迅速、確実、適切な対応ができる体制であるものを優位に評価する。	4点
		責任者の配置方針	現場管理を適切に実施でき、トラブル等の対処能力に優れ、徴収員を適切に指導監督できる人材を配置できる実現性が高いものを優位に評価する。	8点
		公的機関からの表彰等の有無	過去5年以内に公的機関から表彰を受けた者、ISO9001など社会的に信頼度の高い認証を取得した者を優位に評価する。	2点
	サービス品質向上に向けた取組	徴収員の採用方針 教育方針	利用客に満足を与えられる人材を良く理解しており、徴収員として適切な人材を揃え、業務の正確性と対応能力の向上も十分に期待でき、その実現性が高いものを優位に評価する。	8点
		利用客サービス向上のための具体的な対策の提案	接客応対を中心とした料金所における利用客サービス向上のため、斬新で、利用客の好感度が上がる期待が持てる具体的かつ実現性の高い対策が提案されているものを優位に評価する。	8点
	計			30点
価格点		競争入札の結果、より低価格のものを優位に評価する。	70点	
合計点			100点	

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び業務提案書をもって入札し、業務提案書についてはヒアリングに出席し、審査を受けるものとする。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、価格点と評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

ウ 上記イにおいて、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 開札

ア 開札は、平成30年1月26日(金)に、前記3に示す契約条項を示す場所において入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行う。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者

がないときは、開札日の午後1時までには再度、入札書の提出を求め、入札書提出期間は平成30年1月29日（月）午前9時から午後4時まで（郵送の場合、平成30年1月29日（月）午後4時必着とする。）として再度開札を行うものとする。

ウ 再度入札（2回目の入札書の提出）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格の差額が予定価格の5%以下であるときは随意契約に移行する。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は申込要領若しくは料金徴収業務委託契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(9) 落札者決定の通知と公表

落札者の決定については、平成30年1月31日（水）までにその者の名称及び審査結果を落札者に書面にて通知するとともに、静岡県道路公社ホームページに入札結果を掲載することにより公表する。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 入札心得の配布

前記6（3）の申込要領に同じ。

10 落札者とならなかった者に対する説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) 説明を求める場合は、平成30年2月7日（水）までに書面を持参により提出すること。なお、郵送、FAX及びE-mailによるものは受け付けない。

(3) 説明を求めた者に対しては、平成30年2月14日（水）までに書面により回答する。

(4) 書面の提出先は前記3に示す機関とする。

11 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は申込要領、提案説明書及び入札心得による。

(3) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類は、公表しない。

(7) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 問合せ

不明な点などがある場合は、平成29年12月14日（木）までの間、別表の窓口あて、申込要領に定める様式の質問書を電子メール又はFAXで送付すること。

回答は、当会社のホームページに掲載する。

別表（照会窓口）〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-18 静岡県道路公社総務部総務課

番号	役割	課名	電話及びFAX番号	E-mail
1	総合窓口	総務課	TEL:054-254-3421 FAX:054-254-3422	siz-road@po3.across.or.jp
2	業務に関する照会窓口	企画 業務課	TEL:054-254-3424 FAX:054-251-5058	siz-road-gyoumu@po2.across.or.jp